明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁五四～六二）　一
○指定講習機関の事務所の所在地を変更する件（総務三九五）　二
○指定試験機関の事務所の所在地を変更する件（同三九六）　二
○指定保税地域を指定する件（財務三一九）　二
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの輸入数量を告示する件（同三二〇）　三
○平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同三二一）　三
○平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同三二二）　三
○平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同三二三）　三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働三四四）　三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同三四五）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（同三四六）　四
○中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（農林水産一九一一）　五
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一九一二）　五
○保安林の指定をする件（同一九一三～一九二一）　六
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（経済産業二六六～二七〇）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一一一、一一一二）　八
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の移転の件（同一一一三）　九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛二二四）　一〇
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委三六八）　一〇

〔国会事項〕　一〇

復興庁

〔人事異動〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示二）　一二
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手同三～六、和歌山同三、宮崎同三）　一二

国家試験

平成三十年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　一三

〔公告〕

諸事項

官庁

割賦販売法第十一条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一四

裁判所

意思表示の公示送達、相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一四

会社その他

告示

○復興庁告示第五十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（山田町復興推進計画（認定番号岩手第三十一号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第五十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（多賀城市復興推進計画（認定番号宮城第六十九号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第五十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号